

# 仙台市農業委員会第90回総会議事録

○ 開催日時 令和7年9月30日（火曜日）午後1時30分から午後2時34分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19人

会長	1番 赤間 敬		
会長職務代理者	2番 嶺岸 若夫		
委員	3番 相原 元浩	4番 阿部 康幸	5番 大泉 権吾
	6番 小野寺 潔	7番 菊地 郁夫	8番 熊谷 幸夫
	9番 郷古 雅春	10番 斎藤 清太	11番 佐々木 功治
	12番 柴田 市郎	13番 庄子 みゆき	14番 鈴木 可和
	15番 高橋 勝彦	16番 高山 真里子	17番 中嶋 紀世生
	18番 松原 菊男	19番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 0人

○ 議事日程

1 開会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案

- (1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

5 報告

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- (3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について
- (5) 相続土地国庫帰属制度による農地の国庫帰属について
- (6) 令和7年度農地パトロール（利用状況調査）実施結果について
- (7) 令和7年度農地利用意向調査の実施について
- (8) 令和7年度第3回企画検討委員会会議報告
  - ① 令和8年度農作業標準料金策定について（案）
  - ② 令和7年度第1回地域振興委員会実施状況報告
  - ③ 女性農業者との意見交換会開催状況報告

6 その他

- (1) 会長報告

## (2) 事務局からの連絡事項

### ○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
振興係長	大越 聰	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 90 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	— 会長 あいさつ —	
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。	
議 長 (赤間会長)	本日は、全員出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、16 番 高山真里子 委員、17 番 中嶋紀世生 委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。	
議 長	議案に入ります。 第 1 号議案から第 3 号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、9 月 22 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に大泉委員長から調査の結果を報告願います。	
大泉第一調査 委員会委員長	第 1 号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、高山真里子委員の 3 名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が 2 件、贈与による農業承継が 1 件の合計 3 件です。調査の結果報告は、番号 1	

番を高山真里子委員から、番号2番と3番を相原元浩委員からします。

(書面報告)

(16番高山真里子委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で11.0haの農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。9月12日に庄子善一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(3番相原元浩委員報告)

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈は作業委託により、家族4人で17aの農地を耕作しております。9月17日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、贈与により農業承継するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で777aの農地を耕作しております。9月18日に 笹羅良輔農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員举手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時34分)

議 長 次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長 第2号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、高山真里子委員の3名で行いました。今回の申請は、宅地の拡張に転用するものが1件、通路に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、松原菊男委員から口頭報告します。

松原菊男委員  
(番号18番) 番号1番は、宅地の拡張に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畠113m<sup>2</sup>を転用し、宅地に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は現地を既に整備済のため、費用が掛からないことを確認しております。なお、許可を得ないで宅地として利用していたことについて顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、通路に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畠1,225m<sup>2</sup>のうち310m<sup>2</sup>を転用し、通路に利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。令和6年11月21日に公共工事のため一時転用の届出がされていることから、現地は既に整備済であり、資金計画として新たな費用は発生しません。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長 第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。</p> <p>第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。</p> <p>(午後1時38分)</p>
議 長	<p>次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。</p> <p>大泉委員長から調査の結果を報告願います。</p>
大泉第一調査 委員会委員長	<p>第3号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員と私(大泉権吾委員)の4名で行いました。今回の申請は、店舗に転用するものが2件、資材置場に転用するものが2件、一般住宅に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件の合計6件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を柴田市郎委員から、番号3番と4番を庄子みゆき委員から、番号5番と6番を齋藤清太委員からします。</p> <p>(書面報告) (12番柴田市郎委員報告)</p> <p>番号1番と2番は、関連がありますので一括して報告します。番号1番は賃貸借により、番号2番は売買により店舗に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、飲食業者が畝984m<sup>2</sup>を転用し、店舗に120m<sup>2</sup>、駐車場(24台)に300m<sup>2</sup>、通路等に564m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金及び借入金であり、預金通帳の写し及び融資審査結果書類が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p> <p>(13番庄子みゆき委員報告)</p> <p>番号3番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畝624m<sup>2</sup>を転用し、造園用資材置場に279m<sup>2</sup>、駐車場に91m<sup>2</sup>、</p>

通路等に 254 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、賃借権の設定により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が畠 1,568 m<sup>2</sup>のうち 300 m<sup>2</sup>を転用し、雑種地等を含む事業面積 2,850 m<sup>2</sup>を資材置場に 1,883 m<sup>2</sup>、通路等に 967 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで資材置場として使用していることに対して始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

#### (10 番齋藤清太委員)

番号5番は、売買により、一般住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、不動産業者が畠 187.36 m<sup>2</sup>を転用し、宅地（既存宅地）を含む実測事業面積 442.21 m<sup>2</sup>を一般住宅（2棟）に 99.36 m<sup>2</sup>、駐車場（4台）に 150.00 m<sup>2</sup>、通路等に 149.98 m<sup>2</sup>、排水設備・法面に 42.87 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金及び借入金であり、預金通帳の写し及び融資審査結果書類が提出されております。また、令和7年9月11日付で開発行為許可申請書が出ていことを確認しております。（開発許可と同日許可となります。）以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が畠 1,812 m<sup>2</sup>を転用し、雑種地等を含む事業面積 1,927 m<sup>2</sup>を、太陽光発電パネル 180枚に 465 m<sup>2</sup>、通路・メンテナ

ンススペース等に 1,462 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」による届出がされていることを確認しております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長 第 3 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長 それでは、意見等がなければ採決します。  
第 3 号議案について、許可することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員举手)

議長 全員举手と認めます。よって、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後 1 時 40 分)

---

議長 続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。  
(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から(5)相続土地国庫帰属制度による農地の国庫帰属についてまでを 事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長 それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。  
(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり 7 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 3 ページに記載のとおり 12 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出については、4 ページに記載のとおり 5 件の届出がありました。遺産分割による相続が 4 件、包括遺贈による相続が 1 件の権利取得となっており、事務局長専決により受理しております。(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）については、5 ページに記載のとおり 4 件ありました。(5) 相続土地国庫帰属制度による農地の国庫帰属について、6 ページに記載のとおり 1 件ありました。農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長	報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。  (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(6)「令和7年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (6)「令和7年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について」
議 長	報告事項(6)について、ご質問等はございませんか。  (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(7)「令和7年度農地利用意向調査の実施について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (7)「令和7年度農地利用意向調査の実施について」
議 長	報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。  (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(8)「令和7年度第3回企画検討委員会会議報告」の内、「①令和8年度農作業標準料金策定について（案）」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。
阿部企画検討委員会委員長	— 報告 — (8)「令和7年度第3回企画検討委員会会議報告 ① 令和8年度農作業標準料金策定について（案）」
議 長	報告事項(8)の①について、ご質問等はございませんか。  (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(8)の②「令和7年度第1回地域振興委員会実施状況報告」を、事務局から報告願います。
事務局振興係	— 報告 —

	(8) 「令和7年度第3回企画検討委員会会議報告 ② 令和7年度第1回地域振興委員会実施状況報告」
議長	報告事項(8)の②について、ご質問等はございませんか。  (質問等なし)
議長	質問がないようですので、次に、(8)の③「女性農業者との意見交換会開催報告」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。
阿部企画検討委員会委員長	— 報告 — (8) 「令和7年度第3回企画検討委員会会議報告 ③ 女性農業者との意見交換会開催報告」
議長	報告事項(8)の③について、ご質問等はございませんか。  (質問等なし)
議長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時05分)
議長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私(赤間敬会長)からいたします。
会長	— その他 — (1)「会長報告」
議長	ご質問等はございますか。  (質問等なし)
議長	質問等がないようですので、次に(2)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	— その他 — (2)「事務局からの連絡事項」 1 令和7年10月～11月の予定表 2 仙台市市民活動補償制度のご案内(参考) 3 他市町村農業委員会だより(千葉市、盛岡市) 4 タブレットの活用状況について
事務局事務課長	

議 長	ここまで説明について、ご質問等はございませんか。  (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：振興係長	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第 90 回総会を閉会します。

### 閉 会

(午後 2 時 34 分)